６月　北川　一般質問　まとめ

１　コロナ特例貸付金返済における困窮者への支援について

　新型コロナウイルス感染拡大の影響で困窮した人に対し、国が生活資金を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付の返済開始が来年に迫る中、返済が困難になる利用者の増加が懸念されています。
特例貸付については、私も、昨年の２月議会で取り上げ、利用へのアウトリーチの必要性と償還免除とならない世帯への支援の必要性を訴えたわけですが、その時点では、コロナがやがて収束するといった認識、ましてやロシアのウクライナ侵攻は全く予想だにしていませんでした。
現在の物価高騰や原材料等の入手ができず、職場が閉鎖のままといった状況は、コロナ禍に追い打ちをかけ、県民の生活を脅かしているといっても過言ではない状況です。
生活福祉資金の特例貸付には、一時的な生活費確保のために最大２０万円を融資する緊急小口資金と、減収が比較的長期に及びそうな場合に最大６０万円を貸す総合支援資金があり、総合支援資金は「延長」と「再貸し付け」ができた時期があり、最大計２００万円借りることができたわけです。
全国社協によると、４月２日現在、緊急小口資金は１５３万件、総合支援資金は１６７万件の貸し付け（再貸し付けを含む）が決定。総額１兆３７２６億円に膨らんだとのことであります。
また、共同通信は、「全国調査によると、４月末時点で、返済が難しく自己破産や債務整理の手続きをした利用者が少なくとも約５千人いる。」と報じています。

資料③にあるように、本県においても、３月末時点で緊急小口融資は、５，４１８件、総合貸付が５，８６２件となっているだけに、今後返済時期を迎え、精神的にも追い詰められている方も少なくないものと考えます。

質問①　そのような方に対して、生活を立て直す支援や精神的なサポートなど、何らかの支援が必要であると考えますが、現状の分析と今後の対応について、知事の所見を伺います。

【知事】福井県におきます貸付の利用者は、特に、飲食店、それから建設業、サービス業の分野の方が多くなっており、この３つで全体の４割を占めている。
　また、県内で、この５月末現在で借り入れを行われている方々は１１，５００件で、そのうちの８，０００件が来年の１月から返済が始まるという状況です。例えばですけれども、満額の２００万円を借り入れをされている方におきましては、毎月１５，０００円程度を１０年間返済をし続けるということになるわけで。ご指摘もいただきましたが、これに対しては返済の免除ということが、例えば所得が無くて、住民税非課税の世帯に対しては、返済が免除になるというような制度もあり、これについては、国の方では全体のだいたい２５％くらいがそれに当たるだろうというような見通しを示しています。本県でいえば、だいたい３，０００件程度ということになるわけです。
　これについては、県とそれから市や町の社会福祉協議会、ここで相談窓口を設けておりますし、また福祉事務所等の身近な相談機関とも連携して、就労、それから家計の改善、こういったことをお一人お一人の状況に合わせて、しっかりと支援を丁寧にさせていただき、おっしゃっていただきましたような精神的な負担、こういったこともできるだけ小さくしていけるように努めていきたいと考えている。

６月　北川　一般質問　まとめ

【所感】
　非課税世帯の返済免除はあります。ただ、その条件はかなり厳しいものとなっているのも事実です。しかも、非課税世帯かどうかという線引きは、難しいものです。先日の報道でも、「仕事を少し減らして収入を下げることで非課税となる・・・まじめに精いっぱい働いたら非課税から外れる。」その狭間の中で葛藤する女性の姿が紹介されていました。
　とにかく、早く手元に現金を届けることを優先していただけに、ここにきていろいろな点で大きなジレンマが浮かび上がってきています。
困窮の状況を早急に検証し、丁寧に対応することが求められます。
支え切ることを求めていきます。

２　医療的ケア児がコロナ陽性となった場合の対応指針を知事に伺います。

　医療的ケア児者の保護者にとって、重篤化につながりかねない、コロナ感染症をはじめとする「感染症」への不安は大きなものがあります。
今、医療現場、特に保健所の業務が逼迫しているのを感じるだけに、医ケア児の保護者の声が小さくなっているようにも感じます。
しかし、命という点から考えれば、何よりも優先すべき事柄であるのも事実です。特に、保健所、かかりつけ医、「陽性者・接触者サポートセンター」、「受診・相談センター」と、対応にあたる機関が多岐にわたる中で、ブレの無い対応が求められるように思います。
現在、コロナ感染症は、軽症が大半となっている中ではありますが、医療的ケア児の家族にとっては、陽性となること自体が命に係わる大問題であります。
国の事務連絡では医療的ケア児等の受入体制の調整や入院時の保護者の付き添い、相談支援など、考え方が示されていますが、これらを踏まえ、県は明確な対応指針を示し、保護者、医療機関等に周知する必要があると考えます。

質問⑴医療的ケア児がコロナ陽性となった場合の対応指針を知事に伺います。
　⑵二度と同様の事態を招かないためにも、医療的ケア児の保護者、医療機関、かかりつけ医療機関、そして、かかりつけ医のみなさんに対して、再度、文面での連絡体制の周知徹底を強く要望しますが、所見を伺います。

【知事】医療的ケア児がコロナ感染をした場合については、当初は、国から入院措置するようにという、そういう通知がございましたので、福井県でも同様の措置を行っていました。ただ、オミクロン株になり、その特性から、重症化しにくいということで、特に軽症、無症状の方については、入院しない場合もあるという連絡もいただいており、福井県でも自宅で経過観察を行うということも出てきています。
ただ、その場合も、容態を日々確認をしながら、体調に変化があった場合にはすぐに入院ができるような体制は整えているということです。

６月　北川　一般質問　まとめ

【知事】感染が判明した際には、その医療機関で症状を確認し、入院が必要かどうかをまず判断します。
　それで、家で経過観察ということになりました場合には、保健所、それから主治医も入れまして、例えば治療の方針ですとか、それから緊急のときの連絡、その体制を構築するということ、それから入院調整の仕方、こういったこともですね、話し合いを行っておりまして、適切な治療が受けられるようなそういう体制を敷いているということです。
　これからも、家族の皆さんにも安心していただけるように、まずは主治医との間でですね、確実に連絡が取れるようにする、それは大事なことでございますし、また保健所ですとか福祉サービスの事業所による相談の支援、それから、かかりつけ医、こういうところによる治療が、連携が取れるようなそういう体制を敷けるように再度、徹底をしていきたいと考えています。

【健康福祉部長】
　医療的ケア児は、気候や周囲の環境の変化により体調が悪化しやすいといったことがあることから、医療的ケア児と関わりのある障がい福祉サービス事業所に対して、日ごろから、市町やかかりつけ医等関係機関と連携して本人やその家族を支援するように指導しているところです。
　陽性が判明した場合には、入院の必要性を判断する保健所において、医療的ケアの必要な方について、主治医に陽性を連絡し、治療内容や症状悪化の際の対応などを確認するよう、６月１０日の保健所長会議で要請したところです。
　今後も、医療機関や主治医を含めた連絡体制を確実なものとし、医療的ケア児が適切な治療を受けられるよう、文書での周知も含めて徹底してまいりたいと考えています。

【所感】
　これまでの事務連絡においても、「かかりつけの医療機関」「かかりつけ医」という言葉が多く記載され、それらとの連絡・連携の重要性が記されています。
医ケア児の医療体制において、かかりつけ医の存在は大きなものであり、思いは一体であるのを感じるだけに、陽性時には、確実に「かかりつけ医」と直接連絡がとれる体制が重要であり、自治体は医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与する必要があります。
現に、陽性となり、嘔吐する我が子の姿に、かかりつけ医との連絡がうまくとれず、長時間不安な思いを強いられ、後でかかりつけ医から「どうして連絡をしなかったのか、してくれれば・・・」といった言葉を耳にした方もおられました。

「周知を徹底していきます。」という、部長の力強い回答でした。通達はなされるのは間違いないと思います。
ただ、その後の現認はどのようになされていくのかという点では、定かではありません。行政の力を信じたいと思います。

６月　北川　一般質問　まとめ

３　教員の時間外勤務の実態と今後の取組みについて

２月議会でも取り上げましたが、教員の時間外勤務の時間について伺います。
県は、令和３年度には、教員の時間外勤務時間が80時間を超える教員をゼロにするという目標を掲げ、取り組んできたわけですが、その年度が終わりました。聞き取りの中で伺った直近の調査結果では、令和４年４月の月８０時間以上の超過勤務者は、小学校では１３人で、０．４％、中学校では６５人で、３．６％、高志中を含む県立高校では、３３人で２．２％、特別支援学校においてはゼロとのことでありますが、２月議会で示された１月の集計結果に比べると、増加している状況です。
２月議会の教育長は「超過勤務の理由もコロナによる休校措置に伴う緊急対応であったと聞いている。」「やむを得ない緊急の事態を除き、目標は概ね達成できると考えている。」との答弁でした。

質問①　今回の人数増に対しての所見を伺います。特に、「やむを得ない緊急の事態を除き、目標は概ね達成できる。」としていたものが、達成できなかった理由はどこにあったのか伺います。医療的ケア児がコロナ陽性となった場合の対応指針を知事に伺います。

【教育長】本年４月の月８０時間以上の超過勤務者は、小中学校および高等学校で１１１人おりました。主な理由としては、
・コロナ対応に係る報告書作り
・コロナに対応した修学旅行などの学校行事の準備
・生徒指導上で課題のある児童生徒への丁寧な対応
でございました。

気がかりなのは、勤務時間調査や把握が公正になされているのかという点です。
資料①②に示したように、内田良教授を中心とする名古屋大学のチームのアンケート調査によると、教員の勤務時間調査において、管理職や教育委員会等から、「何らかの調整を求められた教員」は、１７％となっています。
その報告書の中に、内田良教授の「調査が正しくなされていないとするならば、改革以前の問題である」との言葉がありました。私もまったく同感であります。
また、資料として示していませんが、各報道機関が教育現場の姿を取り上げています。特に、朝日新聞の「いま、先生は」という特集記事には「北陸地方のある公立小学校の先生の実態として」管理職から「書き換えておいたから・・・」といった言葉が投げかけられ、それに対して「ありがとうございました」と言葉を返す女性教師の釈然としない思いや口惜しさが記されていました。その記事に対しての反響は大きく、現場教師等からもいろいろな声もあったのも事実です。

６月　北川　一般質問　まとめ

質問②　本県での報告において、そのような実態はなかったのか、また、これらの記事の確認後、現場や市町教育委員会に対して調査を行ったのか、どのような指示や注意喚起をされたのか伺います。
また、アンケート調査によると、自主的に時間の過少申告を行っている教員の存在もあるわけですが、県はその現実を認識しているのか、認識しているのであれば、その理由はどこにあると考えているのか伺います。

【教育長】名古屋大学の内田良教授を中心とするチームのアンケート調査は、全国の公立小中学校の教員約９００人を対象にウェブ上で実施されたものであり、その中に本県からの回答があるか把握していません。
本県では、これまでも学校に発出した文書や市町教育長会議等で、正確に記録するようお願いしており、正しく報告されているものと考えている。

【所感】

どうしても、質問と答弁が合致してきません。
「実体はなかったのか。」という質問に対して、「アンケートに本県からの回答があるか把握していない。」といった答弁は、正直驚きです。
どう解釈すると、その答弁になっていくのでしょう。
やはり、事前に相当の趣旨説明をしていかないと、こうなってしまうのだということなのでしょうか。
伺いたかったのは、「本県には、何らかの調整を求められた事実はないのですか。」というてんであり、「自主的に過少申告をしているという現実がある中で、その改善を目指していくのか。」ということなのです。
それに対する答弁としては、あまり誠実なものではなかった気がします。
あれだけの報道があった以上、当然、再確認と「調整の実施禁止」といった指示があったはずです。それがあいまいなまま働き方改革を進めていくのは難しいのだと思います。
まさに、内田良教授の「調査が正しくなされていないとするならば、改革以前の問題である」との言葉を再度かみしめる必要があるのだと思います。
再質問として、「　福井市議会で、福井市教委が今年４月の小学校における８０時間超残業が０％に減ったことを明らかにしたという報道」について、福井市のこの数値に対する認識を伺いました。
もちろん、それが事実であれば素晴らしいことなのでしょうが、耳にする状況は、決してそればかりではありません。
　それに対して、「・・・　全部教育委員会に報告いただいておりますし、その状況も市町に、またお返ししながらですね、それに市町教育長会議では、働き方改革を議論して参りますので、また、今後とも十分小中の状況を見極めて参りたいと思っております。」との答弁でした。
　是非、教育長会議で、しっかりとブレのない方向を示していただきたいと願います。

６月　北川　一般質問　まとめ

質問③　今回の報告集計を通して、今後の取り組みをどのように見直していくのか、また目標値をどのように設定し、どのような姿勢で臨むのか改めて伺います。

【教育長】県としましては、超過勤務が月８０時間以上の教員ゼロを原則としつつ、県の給特法条例で勤務時間の上限として定めた「月４５時間以内、年３６０時間以内」の教職員の割合を増やすことを目標と考えております。
　本年度は、超過勤務が月４５時間以内、年３６０時間以内の教職員の割合を市町別・学校別に示して、さらなる業務改善をお願いしております。
先日の市町教育長会議でも、夏休み期間を短縮し、週１回、平日の下校時間を１時間程度早めるといった取組みや、定期考査の作問を複数校で分担するとか、水泳指導やプール清掃を外部委託するなどの業務改善等の工夫が紹介されました。今後も市町間での情報交換を続け、働き方改革を進めて参ります。

【所感】

再質問の中で、「福井市議会で、福井市教委が今年４月の小学校における８０時間超残業が０％に減ったことを明らかにしたという報道」を取り上げました。
県内の1/3の教職員を抱えている福井市であるだけに、大変不思議な数値であり、疑念にもつながりかねません。
この数値に対しての認識と所見を伺いました。

教育長からは、「確かに、福井市の議会の方の答弁で新聞記事が出てたのは承知しているが、毎月毎月、各市の状況を全部教育委員会に報告いただいていますし、その状況も市町に、お返ししながら、それに市町教育長会議では、働き方改革を議論して参りますので、また、今後とも十分小中の状況を見極めて参りたいと思っている。」　との答弁でしたが、この「各市町へお返ししながら・・・」とは、どういう意味となるのでしょう。
　本来ならば、各市町が福井市の実践から学ぶべきところでもあります。「どうしたら、ゼロにできるのか？」その情報交換こそ、必要であり、その背景に対して、真摯な議論が求められるよ兄思います。。

６月　北川　一般質問　まとめ

４　部活動地域移行の状況と今後の計画について

　最後に、昨年度から具体的な動きが見られる本県の部活動の地域移行について、運動部を中心に伺います。
スポーツ庁で中学校の運動部活動の地域移行を検討してきた有識者会議は、６月６日、スポーツ庁に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」を提出しました。
この中では、休日の運動部活動の地域移行の目標時期を、段階的な地域移行開始となる令和５年度から３年後の令和７年度末を目途とし、同期間を運動部活動の改革集中期間に位置付け、自治体には、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画の策定を求めています。
また、受け皿となる指導者の確保や活動場所、新たに発生する会費等の負担などの課題があり、先日の代表質問に対する答弁では、今後、地域移行に向けて調査・調整を行っていくとのことですが、モデル校の取組みが既に進行している中、目標をもった取組みは不可欠であると考えます。

質問①　改革集中期間とされている３年間の各年度の具体的な取り組み内容と、区切りとなる令和７年度末の目標について、所見を伺います。また、受け皿となる本県の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団における受入体制の状況および指導者の育成等について、今後の方針を伺います。

質問②　受け皿となる本県の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団における受入体制の状況および指導者の育成等について、今後の方針を伺います。

【教育長】休日の運動部活動の地域移行につきましては、指導者や活動場所の確保等の課題があり、市町によって、状況や課題が異なります。今後、休日の部活動の現況調査や中学生等の意向調査、文部科学省の支援内容等を踏まえ、市町ごとに、中体連や県、地域のスポーツ団体等も参加しながら、生徒の希望に沿う形で検討を進めていきます。
　今後、改革集中期間において、指導者の確保や保護者の理解などの準備が整ったところから移行していきます。
　また、現在、部活動を指導している教員や外部指導者に対して、休日指導の意向も調査していきますが、その調査結果によっては、総合型地域スポーツクラブなどの協力も必要と考えています。地域移行後の、地域クラブと学校との連携のあり方を検討するとともに、中学生の特徴や部活動の教育的意義を理解した地域の指導者を育成するため、指導者の研修についても検討していきます。

６月　北川　一般質問　まとめ

【所感】

　課題として、一般に述べられているのは、①指導者確保、②活動場所、③新たに発生する会費等の金銭的負担という点ですが、気がかりなのは、受け皿となる「総合型地域スポーツクラブ」等の問題と指導者確保の問題です。
学生や生涯スポーツ人口が多く、スポーツ施設等も充実している大きな都市とは異なり、本県の場合には、受け皿とその人的な資源という点での不安は大きなものがあります。
　理想的なのは、総合型地域スポーツクラブなどですが、令和２年度に全国に３，５９４ある「総合型」は、高齢者や児童のスポーツ活動のプログラムが中心で、中学生の多種目に対応できるクラブは多くはありません。本県の状況に応じた対応を丁寧に進めていただきたいと思います。
　指導者の確保については、人材バンク等の取組みも早急に進める必要があるのは言うまでもありませんが、引き続き教員が関わっていく部門も少なくないのは確かなだけに、教員の職務と地域移行の中での活動をどのようにバランスよく進めていくのかが喫緊の課題でもあります。
スポーツ庁は「主に地方で指導者不足が予想され、競技経験のある住民や保護者らが資格を取得して指導できるよう、研修を充実させる。部活顧問を務めてきた中学教員も、希望すれば兼職兼業の許可を得て従事できる。」としていますが、指導を望む教員のための兼職兼業の環境整備は喫緊の課題です。

６月　北川　一般質問　まとめ

質問③　教員の兼職兼業の検討状況および今後の方針について伺います。受け皿となる本県の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団における受入体制の状況および指導者の育成等について、今後の方針を伺います。

【教育長】答（教育長）

休日の部活動地域移行を推進していくためには、スポーツクラブや外部指導者が少ない福井県の現状を考えますと、平日指導を担当している教員の力を借りることが十分に想定されます。

教員の兼職兼業を許可する上で、適切な労働時間の管理が必要であります。当該教員の心身の健康が損なわれないようにすることや本務に支障がないようにするためには、当該教員だけでなく、管理職がしっかりと労働時間を把握できるような仕組みづくりが重要であります。

兼職兼業を制度化するために、より具体的な運用方法について、国の指針や他県の動向を踏まえて、今後検討してまいります。

【所感】

ここでのポイントは、どれだけの真剣な取り組みをしていくのかという点です。

どうしても、いろいろな人材や施設が潤沢ではない小規模自治体にとって、どこまでやるか、明確な目標をもって臨まなければなりません。

中途半端にズルズルと引きずられていったのでは、後戻りもできず、大きな軋轢だけが残ってしまいかねません。

本県の現状と資源をしっかりと分析し、具体的な姿を常にイメージして進んでいただきたいと思います。